

下川町子育て支援 ハンドブック

2025年度



目 次

赤ちゃんが生まれるまで

1	不妊治療支援事業	2
2	成人の風しん抗体検査および予防接種	2
3	母子健康手帳の交付	2
4	妊婦相談・訪問	2
5	妊婦健康診査	3
6	妊婦のための支援給付金	3
7	ウェルカムベビークラス	3
8	下川町子育て世代包括支援センター	3

赤ちゃんが生まれたら

1	出生届	4
2	出産育児一時金	4
3	妊婦のための支援給付金	4
4	乳幼児等医療費助成	4
5	乳児すこやかに育て応援事業	4
6	児童手当	5
7	産婦健康診査	5
8	産後ケア事業	5
9	新生児聴覚検査費助成	5
10	1か月児健康診査	5
11	新生児訪問・2か月児訪問	5
12	予防接種	6
13	乳幼児健康診査・乳児相談	6
14	股関節脱臼検診	6
15	歯の相談・フッ素塗布	6
16	訪問・健康相談	7
17	子育て支援センター	7
18	町民会館図書室	8
19	放課後子ども教室【キッズスクール】	8
20	児童室	8
21	児童クラブ	8

ひとり親家庭への制度

1	児童扶養手当	9
2	ひとり親家庭等医療費助成	9
3	母子・寡婦福祉資金	9

障がいのある子ども等への制度

1	特別児童扶養手当	10
2	障害児福祉手当	10
3	重度心身障害者医療費助成	10
4	心身障害者入湯料助成	10

下川町認定こども園

1	下川町認定こども園「こどものもり」	11
2	一時保育	12

2025年度乳幼児健診・相談日程	15
2025年度予防接種日程	15
母子保健カレンダー	17
下川町子育て支援関係連絡先	18
子育てガイド①②	25

赤ちゃんが生まれるまで

1 不妊治療支援事業

不妊治療を希望しているご夫婦の心身及び経済的負担の軽減を図るため、次のとおり治療費の一部を助成します。治療を受けられる前からの相談も行っております。

- ① 保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療に伴う自己負担額の2分の1かつ1回あたり15万円を限度として助成します。

年齢及び回数が保険適用外となった保険適用と同様の治療についても、保険適用の要件を満たす医療機関での治療は対象となります。

- ② 保険適用の生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）と併用して先進医療を受けられた方に対し先進不妊治療にかかる治療費及び交通費、宿泊費の一部を助成します。

場所：総合福祉センター「ハピネス」

日程：随時

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

2 成人の風しんの抗体検査および予防接種

風しんの免疫のない女性が妊娠中に感染すると、「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。抗体を持たない妊婦と生まれてくる赤ちゃんの健康を守るために、抗体検査と予防接種の費用を助成します。

助成対象者：妊娠を希望している女性

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

3 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付や妊娠中の生活や栄養についてお話しします。

場所：総合福祉センター「ハピネス」

日程：随時 ※事前にご連絡ください。

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

4 妊婦相談・訪問

妊娠期の不安解消など安心して妊娠期を過ごせるよう訪問や電話・面談等で個別に支援を行っています。

場所：総合福祉センター「ハピネス」・各家庭

日程：随時

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356



5 妊婦健康診査

妊婦健康診査を無料で受けられる妊婦健康診査受診票を交付します。

日程：妊婦相談時

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

6 妊婦のための支援給付金

妊娠の届け出を行った妊婦に対し経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給します。

支給額：妊婦1人につき5万円

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511(内613)または4-3356

7 ウェルカムベビークラス

助産師によるお話、体験、交流により、産後や子育てに関する理解を深めます。

場所：総合福祉センター「ハピネス」

日程：年3回

※対象となる方には時期が近づきましたらご案内をお送りします。

時間：10：00～12：00

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

8 下川町子育て世代包括支援センター

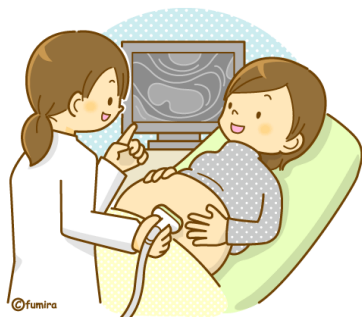
妊娠・出産・子育てについて、どんなことでもご相談いただけます。ご本人はもちろん、ご家族等どなたでも、お気軽にご利用ください。

場所：子育て世代包括支援センター窓口（総合福祉センター「ハピネス」）

時間：8：30～17：15(土日祝除く)

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

Email：hapi@town.shimokawa.hokkaido.jp



赤ちゃんが生まれたら

1 出生届

赤ちゃんが生まれたら 2 週間以内に届け出しましょう。医療機関が発行する出生証明書の左半分が出生届の用紙になっています。

お問い合わせ：町民生活課 総合窓口係 TEL：4-2511（内 111・116・117）

2 出産育児一時金

出産育児一時金が、加入している健康保険から直接医療機関に支払われます。

金額：50 万円（産科医療補償制度未加入の病院での出産は 48.8 万円）

場所：分娩予定の医療機関窓口

お問い合わせ：分娩予定の医療機関または加入している健康保険

3 妊婦のための支援給付金

出生した児童の養育者に対し経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給します。

支給額：児童 1 人につき 5 万円

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511（内 613）または 4-3356

4 乳幼児等医療費助成



18 歳までの子どもの医療費を全額助成します。

お問い合わせ：保健福祉課 医療給付係 TEL：4-2511（内 614）または 4-3356



5 乳児すこやかに育て応援事業



乳児の育児期に必要な様々な育児用品等にかかる諸費用に対して、保護者の負担軽減を図るため商品券を支給します。

支給額：月額 3,000 円

支給月：8 月・12 月・4 月に前月分まで支給

助成対象者：2 歳未満の子どもを持つ保護者

（2 名以上の場合は人数に応じ助成）

助成期間：誕生月または転入月（原則として申請時）から満 2 歳を迎える誕生月の前月まで

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511（内 613）または 4-3356



6 児童手当

高校終了年代までの子どもを養育している方に支給されます。

支給額：3歳未満 15,000円（第3子以降 30,000円）

3歳以上 10,000円（第3子以降 30,000円）

支給月：4月・6月・8月・10月・12月・2月に前月分まで支給

必要なもの：世帯全員の保険証またはマイナンバーカード・受給者となる方の通帳またはキャッシュカード

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511（内 613）または 4-3356

7 産婦健康診査

産後の心身の回復状況を確認するための産婦健診を無料で受けられる産婦健康診査受診票を交付します。

日程：妊婦相談時 他

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

8 産後ケア事業

助産師による心身のケアや育児のサポートが受けられます。訪問による支援と実施施設へ来所しての支援があります。

場所：各家庭・のぐち母乳育児相談室（名寄市）等の事業実施施設

日程：産後退院後～産後1年を経過するまで

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

9 新生児聴覚検査費助成

生後間もない赤ちゃんが行う「新生児聴覚検査（初回検査）」を無料で受けられる受診票を交付します。

日程：妊婦相談時 他

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

10 1か月児健康診査

赤ちゃんの退院後の経過や状態を確認するための1か月児健康診査を無料で受けられる1か月健康診査受診票を交付します。

日程：妊婦相談時 他

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

11 新生児訪問・2か月児訪問

赤ちゃんとお母さんのところに保健師が訪問します。

場所：各家庭

日程：随時

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356



12 予防接種

感染症の発生やまん延、重症化を予防するために行っています。

場所：町立下川病院

詳細：15～16 ページに掲載

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

13 乳幼児健康診査・乳児相談

乳幼児の健康と発育発達を図るため、月齢に応じて健診（診察、身体測定、発達発育・子育て相談、子どもの育ちについてのお話、栄養相談、歯科相談等）を行います。

包括的性教育のきっかけとなるよう教材として2歳児相談、3歳児健診、就学時健診時に絵本を配布しています。

場所：総合福祉センター「ハピネス」

詳細：15・17 ページに掲載

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356



14 股関節脱臼検診

股関節脱臼の早期発見のため、触診検査をします。

場所：総合福祉センター「ハピネス」

日程：3～4 か月児健診で実施

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

15 歯の相談・フッ素塗布

歯科相談、ブラッシング指導、フッ素塗布（無料）を行っています。

歯科相談、ブラッシング指導だけでもご利用ください。（要予約）

	歯の相談	フッ素塗布
対象者	1歳頃から小学6年生まで	1歳頃から就学前まで
日程	2025年5月12日（月） 9月8日（月） 2026年1月19日（月）	2025年4月23日（水） 7月16日（水） 9月24日（水） 11月19日（水） 2026年2月18日（水）
時間	午後3時～午後5時30分	午前11時～午前11時30分 午後3時～午後5時30分
料金	無料	

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356



16 訪問・健康相談

子どもや家族の心身の健康状態や不安・悩み等に対し、訪問や電話・面談等で個別に支援を行っています。子どもの計測やさまざまな相談にも対応しています。

場所：総合福祉センター「ハピネス」・各家庭

日程：随時

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356

17 子育て支援センター

子育て支援センターは、下川町認定こども園内の支援センター室で行っています。無料で利用できる施設です。親子でお気軽にご利用ください。

● 子育て相談

月～金曜日 電話・面接で子育て相談を行っています。
子育てに関する不安や悩みなどお気軽にご相談ください。

● 一般開放「こんにちは広場」

あそびの場として支援センター室を開放しています。
月～金曜日 9：00～12：00、15：00～17：00
（お昼寝をする12：00～15：00の間はご遠慮ください）
ご自由にお越しください。

● あそびの広場「きらきら」

親子で集まって交流をします。
毎週木曜日 10：00～11：30
ご自由にお越しください。



● 0歳児あそびの広場「ぴよぴよ」

0歳児の親子が集まって交流をします。
妊娠中の方も見学できます。
毎月第2・4水曜日 10：00～11：30
ご自由にお越しください。



※「きらきら」・「ぴよぴよ」の日程が変更する場合があります。
下川町公式LINEでお知らせしますのでご確認ください。

2025年度「きらきら」「ぴよぴよ」実施予定日は19～24ページに掲載

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」 TEL：4-2413

18 町民会館図書室

町民会館で図書室を開室しています。赤ちゃんや子ども連れでも利用しやすいようカーペットのお部屋にたくさんの絵本等を用意しています。ブックスタートでは絵本の読み聞かせや配布を行っています。お気軽にご利用ください。

開室時間：10：00～18：00（平日・土日）

休室日：祝日・年末・年始

※令和7年7月から毎週水曜日が休室日になります。

お問い合わせ：教育委員会 社会教育係 TEL：4-2511（内514）

図書室 TEL：4-2511（内519）

19 放課後子ども教室【キッズスクール】

小学生を対象に、放課後や土日祝日等を利用して、様々な体験活動を行う放課後子ども教室（キッズスクール）を毎月2～4回程度開催しています。

活動内容は、事前に学校配布、下川町 HP、下川町公式 LINE でお知らせしています。参加には申込が必要です。

活動内容例：工作、料理、アウトドア、スポーツ、美術、文化体験など

お問い合わせ：教育委員会 社会教育係 TEL：4-2511（内513）

20 児童室

町民会館2階児童室は、児童や親子が自由に来館し、楽しく遊ぶ交流の場として利用できます。

開室時間 ：平 日 10：00～12：00 13：00～18：00	※12：00～13：00は 閉室となるので利用 できません。
土曜日 8：30～12：00 13：00～18：00	
（利用時間が変更となる場合があります。）	

※未就学児童は、10：00～12：00まで利用できます。（平日・土曜日）

休室日：日曜日、祝日、年末・年始

お問い合わせ：教育委員会 学校教育係 TEL：4-2511（内512・517）

児童室 TEL：4-2511（内577）

21 児童クラブ

児童帰宅時に、就労等により保護者が家庭にいない児童を対象とした児童クラブを町民会館2階児童室で開設しています。

開室時間：平 日 下校時～18：00

土曜日・長期休暇・臨時休校日 8：30～18：00

お問い合わせ：教育委員会 学校教育係 TEL：4-2511（内512・517）

児童室 TEL：4-2511（内577）



ひとり親家庭への制度

1 児童扶養手当

離婚等により父親（母親）と生計が別になっている 18 歳までの子どもを養育している母親（父親）等に支給されます。（所得制限あり）

令和 7 年度手当額（月額）		
本体額	全部支給	46,690 円
	一部支給	46,680 円～11,010 円
第 2 子加算額	全部支給	11,030 円
	一部支給	11,020 円～5,520 円
第 3 子以降加算額	全部支給	第 2 子加算額と同じ
	一部支給	第 2 子加算額と同じ

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511(内 614)または 4-3356

2 ひとり親家庭等医療費助成

18 歳までまたは 20 歳（学生等で親に扶養されている方）までの子どもがいるひとり親家庭の親と子どもに対して医療費を助成します。（所得制限あり）

18 歳までの子どもは乳幼児等医療費助成制度（4 ページ）と同様の助成が受けられます。

お問い合わせ：保健福祉課 医療給付係 TEL：4-2511(内 614)または 4-3356

3 母子・寡婦福祉資金

母子家庭等の児童を対象に各種資金を無利子で貸し付けします。

・就学資金 ・生活資金 ・事業開始資金 ・技能習得資金

お問い合わせ：保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511(内 614)または 4-3356



障がいのある子ども等への制度



1 特別児童扶養手当

身体または精神に重度の障がいのある 20 歳未満の子どもがいる家庭に対し支給されます。(所得制限あり)

	令和 7 年度手当額 (月額)
1 級	56,800 円
2 級	37,830 円

お問い合わせ：保健福祉課 福祉係 TEL：4-2511(内 613)または 4-3356

2 障害児福祉手当

20 歳未満で、在宅で常時介護を必要とする身体障害（1・2 級の一部）を持つ方、または知的、精神の障がいがそれと同じ程度の状態にある方に対し、月 16,100 円支給されます。

お問い合わせ：保健福祉課 福祉係 TEL：4-2511(内 613)または 4-3356

3 重度心身障害者医療費助成

身障手帳 1 級、2 級、3 級（内部障害のみ）、療育手帳（A 判定）、精神保健福祉手帳（1 級）をお持ちの方に対して医療費を助成します。(所得制限あり)

18 歳までの子どもは乳幼児等医療費助成制度（4 ページ）と同様の助成が受けられます。

お問い合わせ：保健福祉課 医療給付係 TEL：4-2511(内 614)または 4-3356

4 心身障害者入湯料助成

身障手帳・療育手帳（在宅生活をされている方）の交付を受けている方で、五味温泉を利用される場合、入湯料の助成を行っております。また、介護を必要と判断された場合は介護者も同様の助成が受けられます。

助成の内容は、入湯利用券（小学生までは 1 枚 150 円分助成・中学生以上は 1 枚 300 円分助成）を窓口でお渡ししています。

お問い合わせ：保健福祉課 福祉係 TEL：4-2511(内 613)または 4-3356



下川町認定こども園

1 下川町認定こども園「こどものもり」

就学前の児童が入園できます。ただし、3歳未満児については保育に欠ける理由がある方のみ入園できます。

開園時間：7：30～18：30（日曜、祝祭日、年末年始を除く）

※認定区分等により預かり時間は異なります。

利用者負担額：3歳～5歳児クラスまでのお子さん（1・2号認定子ども）は保育料が無料になります。0歳～2歳児クラスまでのお子さん（3号認定子ども）は次の表をご覧ください。

区分		利用者負担額	
階層	定義	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税 所得割課税額	～48,600円	7,800円 [3,500円]
第4階層		～97,000円	4,600円 [2,000円]
第5階層		～169,000円	12,000円 [3,600円]
第6階層		～301,000円	7,200円 [2,100円]
第7階層		～397,000円	17,800円
第8階層		397,000円～	10,600円
			14,600円
			19,200円
			24,900円

※〔 〕書きは、ひとり親世帯等、在宅障がい者（児）のいる世帯、その他要保護世帯の額です。

※第3・4・5階層世帯のうち、お子さんが複数人いる場合、2人目以降は無料となります。

※利用者負担額とは別に教材費等の実費徴収があります。

※未婚のひとり親の場合は、市町村民税所得割の算定に当たり、寡婦（寡夫）控除が適用されるとみなしたうえで保育料を算定します。
みなし適用には申請が必要です。

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」TEL：4-2413

保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511（内 613）または 4-3356

2 一時保育

下川町認定こども園「こどものもり」では、入園の承諾を受けた子ども以外の子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難となるお子さんを緊急及び一時的にお預かりしています。

利用できる年齢：おおむね 8 か月から就学前のお子さん

利用時間：月曜日～土曜日 8：00～18：00
(祝日、振替休日、年末年始を除く)

利用回数：月 10 日以内の町長が認める日数

保育料：3 歳未満児 4 時間以内 600 円 1 時間増す毎に 100 円

3 歳以上児 4 時間以内 500 円 1 時間増す毎に 100 円

申し込み：下川町認定こども園「こどものもり」(事前申込が必要です)

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」TEL：4-2413





入園式

運動会



園菜園

節分



発表会

卒園式



2025年度乳幼児健診・相談日程

対象の方はお知らせします（実施場所：ハピネス）

健診・相談	対 象	日 程	内 容
乳児健診	3～4 か月児	母子保健 カレンダー 参照 (P17)	13:15～ 内科診察、身体測定、発育発達・子育て等の相談、栄養相談
乳児相談	6～7 か月児		9:30～12:00 身体測定、発育発達・子育て等の相談、子どもの育ちについてのお話、栄養相談、ブックスタート
	9～10 か月児		9:30～12:00 身体測定、発育発達・子育て等の相談、子どもの育ちについてのお話、栄養相談
乳児健診	12～13 か月児		内科診察、身体測定、発育発達・子育て等の相談、栄養相談、歯科相談
1歳6か月児健診	1歳6か月～1歳9か月児		13:15～ 内科・歯科診察、身体測定、発育発達・子育て等の相談、栄養相談、歯科相談、療育相談、ブックスタート
2歳児相談	2歳児		随時 身体測定、発育発達・子育て等の相談、子どもの育ちについてのお話、包括的性教育について、栄養相談
3歳児健診	健診時、3歳になっている児	13:15～	内科・歯科診察、屈折検査、身体測定、発育発達・子育て等の相談、包括的性教育について、栄養相談、歯科相談、療育相談、ブックスタート

2025年度予防接種日程

定期予防接種（接種場所：町立下川病院 接種料金：無料）

	対象者 標準接種期間（接種上限）	回 数	
B型肝炎	生後2～8か月（11か月）	3回	2回目は1回目から27日以上あける 3回目は1回目から139日以上あける
ロタウイルス	生後2か月～生後23週 （生後6～23週）	2回	1回目を生後2月から14週6日までに接種 2回目は1回目接種後27日以上あける
5種混合 （百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、ヒブ）	第1期初回：生後2～6か月 （7歳5か月）	3回	20～56日までの間隔をあける
	第1期追加：初回終了後6～18月までの間（7歳5か月）	1回	初回接種終了後、6～18月まで（6月以上）の間隔をおく
小児用肺炎球菌	第1期初回：生後2～6か月 （4歳11か月）	3回	27日以上の間隔をおく （生後12か月までに終了。ただし、初回2回目の接種を生後12か月以降に行った場合は3回目の接種はしない。）
	第1期追加：生後12～14か月 （4歳11か月）	1回	初回接種後60日以上の間隔をおく
	※接種開始が生後7～11か月になる場合は、4週以上の間隔をおいて初回を2回（生後1歳11か月までに終了） 2回目接種後、60日以上の間隔で、生後12か月以降に追加を1回 ※接種開始が1歳0か月～1歳11か月になる場合は、60日以上の間隔をおいて2回 ※接種開始が2歳0か月～4歳11か月になる場合は、1回		

	対象者 標準接種期間（接種上限）	回 数		
BCG（結核）	生後 5～7 か月（11 か月）	1 回		
麻疹風しん	第 1 期：1 歳 0～11 か月	1 回		
	第 2 期：就学前の 1 年間	1 回	※就学时健診に併せて実施	
水痘 （みずぼうそう）	1 回目：1 歳 0～2 か月（2 歳）	1 回		※水痘にかかったことのある児は対象外
	2 回目：1 回目終了後 6～12 月 まで（2 歳）	1 回	1 回目から 6～12 月まで （3 か月以上）の間隔をおく	
日本脳炎	第 1 期初回：3 歳 0～11 か月 （生後 6 か月～7 歳 5 か月）	2 回	6～28 日まで（6 日以上）の間隔をおく	
	第 1 期追加：4 歳 0～11 か月 （生後 6 か月～7 歳 5 か月）	1 回	初回接種後おおむね 1 年を経過した時期 （6 月以上）	
	第 2 期：9 歳 0～11 か月 （12 歳 11 か月）	1 回		
2 種混合 （ジフテリア、破傷風）	11 歳 0 か月～12 歳 11 か月	1 回	※接種日を設けて実施予定	
ヒトパピローマ ウイルス感染症 （子宮頸がん等）	中学 1 年生の女の子 （小学 6 年生～ 高校 1 年生）	14 歳以下	2 回	1 回目から 6～12 月の間隔をおく （少なくとも 5 月以上の間隔をおく）
		15 歳以上	3 回	2 回目は 1 回目から 2 月の間隔をおく （少なくとも 1 月以上の間隔をおく） 3 回目は 1 回目から 6 月の間隔をおく （少なくとも 3 月以上の間隔をおく）

任意で受けられる予防接種（接種場所：町立下川病院）

	対象者	回 数	料金
おたふくかぜ（※1） （流行性耳下腺炎）	1 歳 0 か月～ 就学前まで	1 回	1,200 円
インフルエンザ（※2）	高校 3 年生まで	12 歳以下は 2 回 4 週の間隔をおく（2～4 週間隔） 13 歳以上は 1 回	700 円

（※1）ハピネスまでお申込みください。また、接種希望日の 1 週間前までに、町立下川病院へ予約をしてください。

（※2）申込み時期は決まり次第お知らせします。（例年 10 月頃）

お問い合わせ：保健福祉課 保健係 TEL：4-3356



2025年度 母子保健カレンダー



健診名		乳児健診	乳児相談	乳児相談	乳児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
対象児		3か月 ～4か月児	6か月 ～7か月児	9か月 ～10か月児	12か月 ～13か月児	1歳6か月 ～1歳9か月児	3歳0か月 ～3歳6か月児
2022年	2021年10月17日生 ～2022年4月23日生		歯の相談		フッ素塗布		2025年 4月23日（水）
	2022年4月24日生 ～7月16日生	対象者	1歳頃から小学6年生まで		1歳頃から就学前まで		2025年 7月16日（水）
	2022年7月17日生 ～9月24日生		実施日	2025年5月12日（月） 9月8日（月） 2026年1月19日（月）	2025年4月23日（水） 7月16日（水） 9月24日（水） 11月19日（水） 2026年2月18日（水）	2025年 9月24日（水）	
	2022年9月25日生 ～11月19日生			時間	午後3時～午後5時30分	午前11時～午前11時30分 午後3時～午後5時30分	2025年 11月19日（水）
	2022年11月20日生 ～2023年2月18日生	料金	無料				2026年 2月18日（水）
	2023年	2023年2月19日生 ～4月開催日生	お問い合わせ	<要予約>総合福祉センター「ハビネス」 電話 4-3356			
2024年	2023年8月1日生 ～10月23日生					2025年 4月23日（水）	
	2023年10月24日生 ～2024年1月16日生					2025年 7月16日（水）	
	2024年1月17日生 ～3月24日生					2025年 9月24日（水）	
	3月生				2025年 5月7日（水）	2024年3月25日生 ～5月19日生	
	4月生				2025年	2025年11月19日（水）	
	5月生				2025年 7月2日（水）	2024年5月20日生 ～8月18日生	
	6月生			2025年 5月2日（金）	2025年 9月3日（水）	2026年2月18日（水）	
	7月生				2025年 11月5日（水）	2024年8月19日生 ～10月中旬～下旬生	
	8月生		2025年 4月2日（水）	2025年 7月4日（金）	2026年 1月7日（水）	2026年4月中旬～下旬	
	9月生		2025年 6月4日（水）	2025年 9月5日（金）			
	10月生						
	11月生						
2025年	12月生	2025年 5月7日（水）	2025年 8月6日（水）	2025年 11月7日（金）	2026年 3月4日（水）		
	1月生	2025年 7月2日（水）	2025年 10月1日（水）	2026年 1月9日（金）	2026年 5月上旬		
	2月生	2025年 9月3日（水）	2025年 12月3日（水）	2026年 3月6日（金）	2026年 7月上旬		
	3月生	2025年 11月5日（水）	2026年 2月4日（水）	2026年 5月上旬			
	4月生	2026年 1月7日（水）	2026年 4月上旬	2026年 7月上旬			
	5月生	2026年	2026年	2026年			
	6月生	2026年	2026年	2026年			
	7月生	2026年	2026年	2026年			
	8月生	2026年	2026年	2026年			
	9月生	2026年	2026年	2026年			
	10月生	2026年	2026年	2026年			
	11月生	2026年	2026年	2026年			
2026年	12月生	2026年 5月上旬					
	1月生	2026年 7月上旬					
	2月生						
		問い合わせ先 総合福祉センター「ハビネス」内 電話：4-3356					

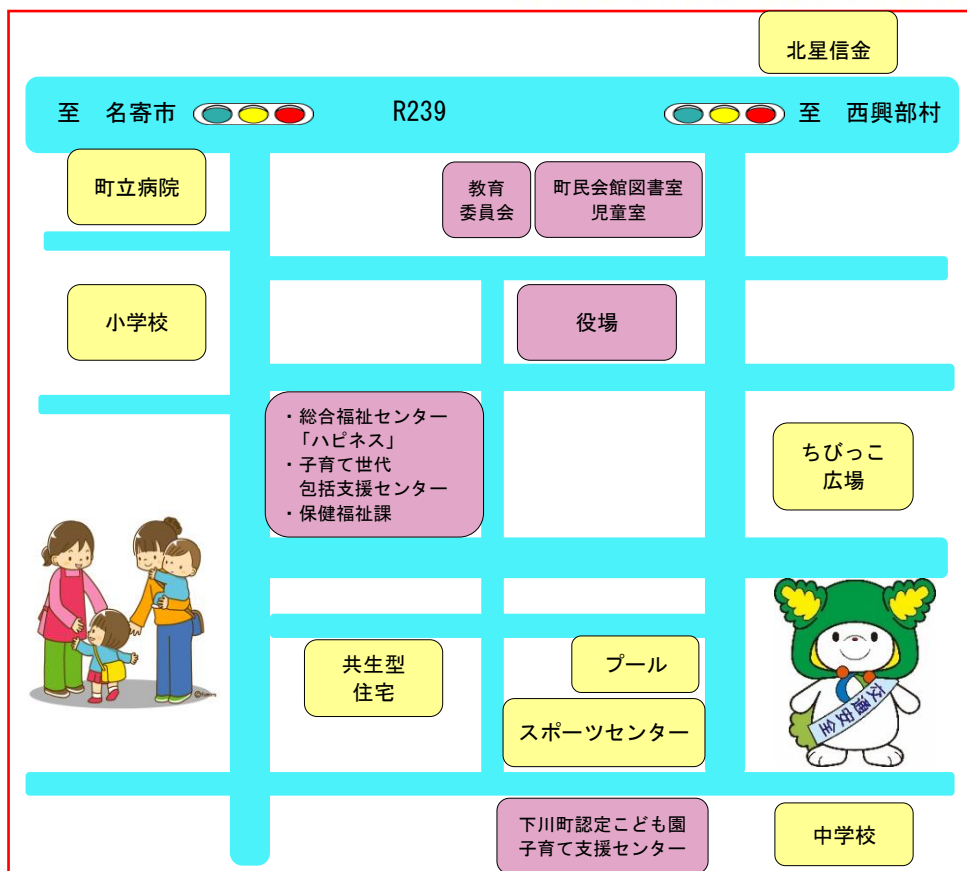




問い合わせ先
総合福祉センター「ハビネス」内
電話: 4-3356

下川町役場 保健福祉課 保健係

下川町子育て支援関係連絡先



- ✿保健福祉課（幸町 40-1 総合福祉センター「ハピネス」内）
TEL：4-2511（内 613・614・615・616）または 4-3356
- ✿総合福祉センター「ハピネス」・子育て世代包括支援センター（幸町 40-1）
TEL：4-3356
- ✿認定こども園「こどものもり」・子育て支援センター（南町 411）
TEL：4-2413
- ✿教育委員会教育課（幸町 95）
TEL：4-2511（内 512・513・514・517）
- ✿町民会館図書室（幸町 95）
TEL：4-2511（内 519）
- ✿町民会館児童室（幸町 95）
TEL：4-2511（内 577）
- ✿民生委員児童委員 主任児童委員
○押田 すみえ TEL：090-8709-8718

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1 予防接種の日	2 乳児相談 (6～7か月児)	3	4	5
6	7	8 予防接種の日	9	10 きらきら	11	12
13	14	15 予防接種の日	16 びよびよ	17 きらきら	18	19
20	21	22 予防接種の日	23 フッ素塗布 1歳6か月児健診 3歳児健診	24 きらきら	25	26
27	28	29 (昭和の日)	30 びよびよ			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 きらきら	2 乳児相談 (9～10か月児)	3 (憲法記念日)
4 (みどりの日)	5 (こどもの日)	6 (振替休日)	7 びよびよ 乳児健診 (3～4か月児・ 12～13か月児)	8 きらきら	9	10
11	12 歯の相談	13 予防接種の日	14	15 きらきら	16	17
18	19	20 予防接種の日	21 びよびよ	22 きらきら	23	24
25	26	27 予防接種の日	28	29 きらきら	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 予防接種の日	4 びよびよ 乳児相談 (6～7か月児)	5 きらきら	6	7
8	9	10 予防接種の日	11	12 きらきら	13	14
15	16	17 予防接種の日	18 びよびよ	19 きらきら	20	21
22	23	24 予防接種の日	25	26 きらきら	27	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1 予防接種の日	2 乳児健診 (3～4か月児・ 12～13か月児)	3 きらきら	4 乳児相談 (9～10か月児)	5
6	7	8 予防接種の日	9 びよびよ	10 きらきら	11	12
13	14	15 予防接種の日	16 フッ素塗布 1歳6か月児健診 3歳児健診	17 きらきら	18	19
20	21 (海の日)	22 予防接種の日	23 びよびよ	24 きらきら	25	26
27	28	29 予防接種の日	30	31 きらきら		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 予防接種の日	6 乳児相談 (6～7か月児)	7 きらきら	8	9
10	11 (山の日)	12 予防接種の日	13 びびびよ	14 きらきら	15	16
17	18	19 予防接種の日	20	21 きらきら	22	23
24	25	26 予防接種の日	27 びびびよ	28 きらきら	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 予防接種の日	3 乳児健診 (3～4か月児・ 12～13か月児)	4 きらきら	5 乳児相談 (9～10か月児)	6
7	8 歯の相談	9 予防接種の日	10 びびびよ	11 きらきら	12	13
14	15 (敬老の日)	16 予防接種の日	17	18 きらきら	19	20
21	22	23 (秋分の日)	24 びびびよ フツ素塗布 1歳6か月児健診 3歳児健診	25 きらきら	26	27
28	29	30 予防接種の日				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1 乳児相談 (6～7か月児)	2 きらきら	3	4
5	6	7 予防接種の日	8 びびびよ	9 きらきら	10	11
12	13 (スポーツの日)	14 予防接種の日	15	16 きらきら	17	18
19	20	21 予防接種の日	22 びびびよ	23 きらきら	24	25
26	27	28 予防接種の日	29	30 きらきら	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 (文化の日)	4 予防接種の日	5 びびびよ 乳児健診 (3～4か月児・ 12～13か月児)	6 きらきら	7 乳児相談 (9～10か月児)	8
9	10	11 予防接種の日	12	13 きらきら	14	15
16	17	18 予防接種の日	19 びびびよ フツ素塗布 1歳6か月児健診 3歳児健診	20 きらきら	21	22
23 (勤労感謝の日)	24 (振替休日)	25 予防接種の日	26	27 きらきら	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 予防接種の日	3 乳児相談 (6～7か月児)	4 きらきら	5	6
7	8	9 予防接種の日	10 びびびよ	11 きらきら	12	13
14	15	16 予防接種の日	17	18 きらきら	19	20
21	22	23 予防接種の日	24 びびびよ	25 きらきら	26	27
28	29	30	31 役場閉庁日			

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1 (元旦) 役場閉庁日	2	3
4	5	6 予防接種の日	7 乳児健診 (3～4か月児・ 12～13か月児)	8 きらきら	9 乳児相談 (9～10か月児)	10
11	12 (成人の日)	13 予防接種の日	14 びびびよ	15 きらきら	16	17
18	19 歯の相談	20 予防接種の日	21	22 きらきら	23	24
25	26	27 予防接種の日	28 びびびよ	29 きらきら	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 予防接種の日	4 びよびよ きらきら 乳児相談 (6〜7か月児)	5	6	7
8	9	10 予防接種の日	11 (建国記念の日)	12 きらきら	13	14
15	16	17 予防接種の日	18 びよびよ フッ素塗布 1歳6か月児健診 3歳児健診	19 きらきら	20	21
22	23 (天皇誕生日)	24 予防接種の日	25	26 きらきら	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 予防接種の日	4 びよびよ 乳児健診 (3〜4か月児・ 12〜13か月児)	5 きらきら	6 乳児相談 (9〜10か月児)	7
8	9	10 予防接種の日	11 びよびよ	12 きらきら	13	14
15	16	17 予防接種の日	18	19 きらきら	20 (春分の日)	21
22	23	24 予防接種の日	25	26	27	28
29	30	31 予防接種の日				

子育てガイド①

時期	妊娠初期			妊娠中期	
月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月
週数	4～7 週	8～11 週	12～15 週	16～19 週	20 ～
妊婦健診	4 週間に 1 回				
自分や 家族で すること	☐妊娠届出書の提出と 保健師・栄養士の面談を受ける ☐母子健康手帳と 妊婦健診受診票（第 1～4 回分）を受け取る ☐妊婦のための支援給付金の申請をする ☐面接時のテキストやパンフレットを読む ☐お酒、たばこをやめる ☐家族や周囲の人に近くで喫煙しないよう配慮 してもらう ☐里帰り出産をするか検討する ☐妊娠中の食事や生活について分からないこと などあれば担当保健師・栄養士へ相談する 利用できるサービス ☐妊婦相談・訪問(P2) ☐ウェルカムベビークラフ			☐保健師・栄養士の面談 妊婦健診受診票（第 5 回分）を受け取る ☐妊婦健診での風しん抗体検査を受ける ☐歯科医院へ歯科健診を受ける ☐ウェルカムベビークラフに参加する ☐産後の家事・育児の分担を相談する ☐0 歳児あそびの広場「はらぺこ」に参加する ☐0 歳児の親子との交流イベントに参加する （子育て支援センターへ参加する） ☐妊娠中のサービスについて相談する ☐育児グッズを準備する ☐妊娠中の食事や生活について分からないこと などあれば担当保健師・栄養士へ相談する ☐国民年金保険料免除 / 国保料免除を受ける	
お仕事 関係	☐出産予定日を会社に伝える。妊娠中の働き方（時間外労働、休日労働、深夜労働）について相談する ☐体調が悪い場合は、医師や助産師へ相談し「母性健康管理指導事項連絡カード」を提出する ☐妊婦健診を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請する ☐社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の滞りなく納入を促す ☐産休について会社に報告する ☐育休について家族で話し合う ☐仕事の引継ぎの準備をする ※妊娠、出産、育児休業等に関する情報は、必ず会社とよく相談してください。				

		妊娠後期		
か 月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月
0 ～23 週	24～27 週	28～31 週	32～35 週	36～40 週
	2 週間に 1 回			1 週間に 1 回
面 談を受け、 第 5～8 回分) を受け取る ん 抗体検査より抗体結果を把握 診 を受けに行く ク ラスに参加する の 分担を家族で話し合う 場 「ぴよぴよ」に参加し、 交 流から情報を集める ー ヘ足を運んでみる) について情報収集する す る ☐ 出産する産院を決める 活 について分からないことなど ・ 栄養士へ相談する 除 / 国民健康保険税軽減の手続き		☐ 保健師・栄養士の面談を受け、 妊婦健診受診票(第 9～14 回分)・産婦健診受 診票・1 か月児健診受診票・新生児聴覚検査受 診票を受け取る ☐ 産後のサービスについて情報収集する ☐ 出産時の体制(連絡先、上の子の対応)を整える ☐ 入院セットを準備する ☐ 産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える ☐ 妊婦健診 14 回以降は受診時の領収書を取って おく ☐ 妊娠中の食事や生活について分からないこと などあれば担当保健師・栄養士へ相談する		
☐ クラス(P3) ☐ 子育て世代包括支援センター(P3) ☐ 子育て支援センター(P7)				
動、深夜業の制限など) の希望を伝え、相談する 連 絡カード」を作成してもらって勤務先に提出・必要な措置を受ける 換 ・厚生年金) 免除の手続き(原則会社経由) 報 告し、取得する(出産後の働き方の希望を伝える) 話 し合い、会社へ申請する～育児休業・産後パパ育休の取得について～ を する に 関してハラスメントを受けた・解雇されたなどお困りのことはありませんか?				

子育てガイド②

時期	出産
産婦・乳幼児健診	☐ 新生児聴覚検査 P5 ☐ 産婦 2 週間健診 P5 ☐ 新生児訪問 P5 ☐ 産婦健診 P5 ☐ 1 か月児健診 P5 ☐ 予防接種 P6 ☐ 2 か月児訪問 P6 乳幼児健診・乳児相談 P6 ☐ 3～4 か月児健診 ☐ 6～7 か月児乳児相談 ☐ 9～10 か月児乳児相談 ☐ ☐ 股関節脱臼検診 P6
自分や家族ですること	☐ 出産後に役場で必要な手続きをする P4～5 この他、 ☐ 産前産後の国民年金保険料免除の手続き※出産前に申請を済ませた場合は不要 ☐ 国民健康保険税軽減の手続き※出産前に申請を済ませた場合は不要 ☐ 医療費控除の手続き ☐ 妊婦健診で受診票以外に健診として支払った分があれば、助成手続きをする ☐ 妊婦のための支援給付金の申請をする ☐ 家族の家事育児分担を話し合う ☐ 自分や家族以外にも頼る ☐ かかりつけの小児科を決める 利用できるサービス ☐ 子育て世代包括支援センター P3 ☐ 産後ケア事業 P5 ☐ 訪問・健康相談 P7 ☐ 子育て支援センター P7 ☐ 図書室や児童室 P8
お仕事関係	☐ 職場復帰や育児休暇をどのようにしていくか、改めて検討する ☐ 産前産後の社会保険料（健康保険・厚生年金）免除の手続き（原則会社経由） ☐ 出産手当金の手続き（原則会社経由） ☐ 産後パパ育休（出生時育児休業）を取る場合、出生時育児休業給付金 ☐ 育休手当（育児休業給付金）の手続き（原則会社経由） ☐ 育児休業中の社会保険料（健康保険・厚生年金）免除の手続き（原則会社経由） ☐ こども園の情報を集める（一時保育の利用は？入園のタイミングは？）

	1歳	2歳	3歳
相談 ☐ 12～13 か月児健診 ☐ 1 歳 6 か月児健診 ☐ 2 歳児相談 ☐ 3 歳児健診			
は 〇 る 不要 手続き			
	☐ 歯の相談・フッ素塗布 P6 ☐ 一時保育 P12		

原則 会社経由） ※出産前に申請を済ませた場合は不要
 付 金の手続き（原則会社経由）
 原則会社経由）
 は ？慣らし保育は？etc.)
☐ 職場復帰にむけて家族の家事育児分担、働き方などを話し合う
☐ 職場復帰後の働き方（時短勤務や残業免除等）について職場と相談する
☐ 困った時に相談できるところ、子どもを預けられるところを検討する

This image shows a blank memo template. It features a light pink background with a darker pink border and rounded corners. At the top center, the word "MEMO" is written in large, bold, green capital letters. Below the title, there are 18 horizontal black lines for writing, arranged in two columns of nine lines each.

[illegible]

